

京都府保健環境研究所における科学研究費補助金等の不正防止計画

第1 趣旨

この計画は、京都府保健環境研究所（以下「研究所」という。）における科学研究費補助金等（以下「補助金等」という。）の適正な使用を確保するため、補助金等の使用に関して不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画として策定するものである。

第2 最高管理責任者、統括管理責任者の権限と責任

(1) 最高管理責任者

機関全体を統括し、補助金等の運営・管理について最終責任を負うとともに、管理運営体制の充実、強化に努め、必要に応じ違法行為や不正防止のための措置を講じる者として、所長がこれに当たるものとする。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、補助金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つとともに、不正防止計画の実施状況を踏まえ、必要に応じて研究代表者に対して改善を指示する者として、次長がこれに当たるものとする。

第3 不正防止計画推進者の設置

研究機関全体の観点から、不正防止計画を推進する「不正防止計画推進者」を置き、技術次長がこれに当たるものとする。

第4 研究者及び事務職員の意識の向上

研究者及び事務職員は、法令遵守の意識向上を図り不正防止に努めるものとする。

第5 検収の徹底並びに旅費及び謝金の事実確認

(1) 物品の納入及びその他契約にかかる検査については、履行内容の検査を行う検査員として指定されている検査員において行う。

(2) 庶務課は、出張報告書等に記載された内容やその他関係書類に基づき、モニタリングを行い、旅行の事実を確認をする。

(3) 庶務課は、出勤表やその他関係書類に基づき、モニタリングを行い、勤務の事実を確認する。

第6 補助金等の不正使用等に係る対応

(1) 研究費の不正使用等を行った研究者等に対しては、不正の事実関係を調査した上で、必要に応じて、職員の懲戒の方法及び効果に関する条例（昭和26年京都府条例第33号）に基づき、当該研究者等に対し懲戒処分等を行うものとする。

(2) 不正取引に関与した業者に対しては、京都府の「物品買入等契約に係る指名停止等の措置要領」に準じ対応するものとする。

第7 研究者への遵守事項の周知徹底及び組織的な指導体制の構築

- (1) 補助金の使用上のルール等の知識不足による報告書等の未提出を防止するため、補助金に関する説明会等を開催し、各種ルールの周知徹底を図る。
- (2) 提出義務のある報告書等について、定められた期日までに提出するよう、徹底した進捗管理・督促指導体制を構築し、提出時期の遵守に努める。万一、未提出が発生した場合には、報告書作成義務の履行を命じる職務命令を発することや、新規応募を認めないこと等の対策を講じる。

第8 内部監査の強化

要領の6に定めた内容を基本とし、疑義が生じた場合はその都度、監査等を実施する。